

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市学校支援地域本部事業実施要綱（平成21年安曇野市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成25年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

第2条第2号中「図書活動」を「読書活動」に改める。

第5条第1項第1号中「評価」の次に「に関すること。」を加え、同項第2号中「確認」の次に「に関すること。」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 学校安全に関すること。

第5条第2項中「協議会は、」の次に「地域ごとに」を加え、同項第2号中「各地域」を削り、同項第3号中同項第3号を次のように改める。

(3) 地域コーディネーター

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。